

# 通所リハビリテーション 利用料金表 1割/2割

◇利用料金は介護保険法の改正等により変更される場合があります

(1) 基本料金 ※以下の基本料金(①通所リハビリテーション費、②加算項目)については、項目ごとに地域加算<6級地>を含んだ金額を掲載しています。端数処理の関係で実際の請求金額とは若干の誤差が生じますので、予めご了承ください。

① 通所リハビリテーション費 ② -1 加算項目 (原則加算)

提供時間	6時間~7時間	加算項目	日額	詳細
介護認定	日額	中重度者ケア体制加算	21円 / 41円	利用者総数のうち、前年度または直近3カ月の要介護3以上の方が30%以上を占める場合
要介護1	689円 / 1,378円	社会参加支援加算	12円 / 25円	利用終了者のうち、就労や通所介護へのサービスの移行に至った方が一定割合を超えている場合
要介護2	823円 / 1,647円	リハビリテーション提供体制加算	25円 / 50円	利用者25名ごとに1名以上のリハビリ専門職が配置されている場合
要介護3	954円 / 1,909円	サービス提供体制強化加算Iイ	19円 / 37円	介護職員のうち介護福祉士が50%以上を占める場合
要介護4	1,112円 / 2,223円	介護職員処遇改善加算I	(1)の基本料金の合計額に対し、4.7%を乗じた金額	
要介護5	1,265円 / 2,531円			

② -2 加算項目 (該当箇所のみ加算)

加算項目	金額	詳細	
入浴介助加算	52円 / 103円 (日)	入浴した場合	
リハビリテーションマネジメント加算 (I)	341円 / 682円 (月)	※(I)(II)(III)いずれかの算定となります 適切で効果の高いリハビリテーションの実現に向け、施設の医師がリハビリテーションの実施にあたり詳細な指示を出していること、リハビリテーション実施計画書の充実や担当介護支援専門員・他事業者との情報共有を行っていること等細かな要件があります	
リハビリテーションマネジメント加算 (II)	開始後6カ月以内		878円 / 1,756円 (月)
	開始後6カ月以降		547円 / 1,095円 (月)
リハビリテーションマネジメント加算 (III)	開始後6カ月以内		1,157円 / 2,314円 (月)
	開始後6カ月以降		826円 / 1,653円 (月)
短期集中個別リハビリテーション実施加算	114円 / 227円 (日)	退院退所日・認定日から起算し、3カ月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に実施した場合	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始後3カ月以内	2,066円 / 4,132円 (月)	社会参加など生活行為の向上に向けて、居宅など実際の生活場面における具体的な指導等を行う訪問と通所を組み合わせリハビリテーションを実施した場合(リハビリテーションマネジメントIIまたはIIIを算定している場合に限る)
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始後3~6カ月	1,033円 / 2,066円 (月)	

加算項目	金額	詳細
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	248円 / 496円（日）	認知症であり、かつリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断し、退院退所日・認定日から起算し、3カ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを行った場合（リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ～Ⅲを算定している場合に限る）
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1,983円 / 3,967円（月）	認知症であり、かつリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると医師が判断し、退院退所日・認定日から起算し、3カ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを行った場合（リハビリテーションマネジメント加算ⅡまたはⅢを算定している場合に限る）
若年性認知症受入加算	62円 / 124円（日）	若年性認知症の診断を受けている場合
栄養改善加算 ※原則3カ月間、月2回上限	155円 / 310円（回）	低栄養状態やその恐れのある方に、協働して栄養ケア計画を作成し、管理栄養士等が栄養改善サービスを実施した場合
栄養スクリーニング加算 ※6カ月に1回限度	5円 / 10円（回）	利用開始時及び利用中6カ月ごとに栄養状態の確認を行い、利用者の栄養状態に係わる情報を担当介護支援専門員に文書で共有した場合
口腔機能向上加算 ※原則3か月間、月2回上限	155円 / 310円（回）	口腔機能の低下やその恐れのある方に、協働して口腔機能改善管理指導計画を作成し、看護職員が口腔機能向上サービスを実施している場合
重度療養管理加算	103円 / 207円（回）	厚生労働大臣が定める利用者に対し、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を実施した場合
送迎を行わない場合の減算	-49円 / -97円（片道）	施設送迎を利用しない場合

## （２）その他の料金 ※印は該当時のみ請求

項目	金額	詳細
食費	650円/日	昼食代
日常生活品費	100円/日	石鹸・シャンプー・タオル・おしぼり等
教養娯楽費	150円/日	レクリエーションで使用する材料費等
※紙オムツ	100円(税込)/枚	利用した場合のみ
※紙パンツ	170円(税込)/枚	
※尿とりパット	50円(税込)/枚	